

○洞爺湖町議会公印規程

平成 18 年 4 月 6 日
議会告示第 2 号

(趣旨)

第 1 条 洞爺湖町議会における公印の形式、保管及び使用については、この規程の定めるところによる。

(公印の名称等)

第 2 条 公印の名称、形状、個数及び使用文書の区分並びに保管責任者は、[別表](#)のとおりとする。

(公印台帳)

第 3 条 事務局長は、公印台帳([別記様式](#))を備え、全ての公印を登録しなければならない。

(公印の調製及び改刻等)

第 4 条 事務局長は、公印を作成し、改刻し、又は廃止しようとするときは、議長の承認を受けなければならない。

(平 19 議会告示 8 ・ 一部改正)

附 則

この告示は、平成 18 年 4 月 6 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日議会告示第 8 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

[別表](#)(第 2 条関係)

区分	公印の名称	保管責任者	形状	寸法	個数	使用区分
1	北海道虻田郡洞爺湖町議会之印	事務局長	正方形	27mm	1	公文書用
2	洞爺湖町議会議長印	事務局長	正方形	24mm	1	公文書用
3	洞爺湖町議会副議長印	事務局長	正方形	24mm	1	公文書用
4	洞爺湖町議会事務局長之印	事務局長	正方形	21mm	1	公文書用

[別記様式](#)(第 3 条関係)

公印台帳

公印の名称			
保管責任者			
形状		寸法	mm
使用区分		作成	年 月 日
印影		使用開始	
		廃止	
		備考	